

ガス小売選択約款

(家庭用ガスコージェネレーション契約)

2022年3月11日

西武ガス株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の条件	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	4
10. 契約の変更または解約	4
11. 設置確認	4
12. その他	4
付 則 1. 実施の期日	5
(別 表) 1. 適用区分	6
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
3. 料金表A	7
4. 料金表B	7
5. 料金表C	8

1. 適用

(1)このガス小売選択約款(家庭用コージェネレーション契約)(以下「この選択約款」といいます。)は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、当社と需給契約を締結したときに適用いたします。

(2)この選択約款は、当社のガス小売供給約款(以下「小売供給約款」といいます。)とあわせて適用いたします。

2. この選択約款の変更

(1)当社は、小売供給約款の変更等に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

(2)当社は、小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売供給約款のみを変更する場合は、小売供給約款の規定によります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1)「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。

(2)「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(3)「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。

(5)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客様がこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

(1)家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅または1需要場所におけるガスメーターの能力(一般ガス供給約款および他の選択約款(小型空調契約および空調夏期契約に限ります。))による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さままたは一般ガス供給約款12(7)の規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのガスメーター能力の合計とします。)が16立方メートル毎時以下の併用住宅で使用されること。

(2)ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力(機器容量)が700w以上5kW 未満であること。

5. 契約の締結

- (1)この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2)申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3)契約期間は次の期間といたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
 - ②当社との他のガス使用契約の解約と同時にこの契約を適用する場合は、契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間はその契約の解約日までといたします。
 - ③契約期間満了に先立って契約の解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日から、その満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4)当社は、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約を、その契約期間満了前に契約の解約または小売供給約款に変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款による申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または小売供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。（(5)において同じ。）
- (5)当社は、お客さまが当社とのこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6)当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、小売供給約款に規定する支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による使用の申し込みを承諾できないことがあります。
- (7)当社は、お客さまが当社とのこの選択約款にもとづく契約の料金を、支払期限日を経過しても支払われていない場合は、小売供給約款の申し込みを承諾できないことがあります。
- (8)お客さまは、この選択約款にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他の選択約款に基づくガスの使用契約は締結できません。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金＋0.089円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金－0.089円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

39,560円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表第6の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9771 + \text{トン当たりLPG(プロパン)平均価格} \times 0.0474$$

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格は、当社に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更または解約

(1) 2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものとします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約することができるものといたします。

11. 設置確認

(1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降小売供給約款を適用いたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この選択約款にもとづく契約を解除したものとみなし、解約日以降小売供給約款を適用いたします。

12. その他

その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2022年3月11日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が50立方メートルをこえ、254立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が254立方メートルをこえる場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

3. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 家庭用コージェネレーションシステム料金表A

基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,078円
-------------------	--------

基準単位料金

1立方メートルにつき	110.52円
------------	---------

調整単位料金

基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステム料金表B

基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,952円
-------------------	--------

基準単位料金

1立方メートルにつき	93.31円
------------	--------

調整単位料金

基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 家庭用コージェネレーションシステム料金表C

基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	4,000円
-------------------	--------

基準単位料金

1立方メートルにつき	85.28円
------------	--------

調整単位料金

基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします